Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 181 2017年07月13日

インドでのコンピュータプログラム発明に関する審査ガイドライン改正について

インドでのコンピュータプログラム発明に関する審査ガイドライン（以下、ガイドライン）の改正が2017年7月3日に公表されました。

2016年2月に発表された旧ガイドラインでは、コンピュータプログラムそれ自体のクレームについては審査で特許性の判断は行なわれず、コンピュータプログラムが新規なハードウェアとの相互作用により新たな技術的効果が得られることが認められるような場合にのみ特許性の判断が行なわれていました。

今回発表されたガイドラインではこのようなコンピュータプログラム発明の特許性判断に関して新規なハードウェアとの相互作用は要求されなくなりました。今後の審査では発明に係るコンピュータプログラムの本質が経済効果より技術的進歩をもたらすものであるのか、もしくは経済効果と技術的進歩の両方をもたらすものであることが重要とされます。

なお、数学的若しくは営業の方法であるにかかわらず技術発展をもたらす発明に見せかけたクレームで特許出願をしても、このような発明はインド特許法第3条（k）で規定した発明でないものに該当し、特許性は認められませんので、注意する必要があります。

（出典：REMFRY ＆ SAGAR）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。